

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

## モデル行動計画

※令和7年4月1日以降に策定・変更する場合必須となる、数値目標を定めた例です。

\_\_\_\_\_ 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日～\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までの\_\_年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を\_\_%以上にする

女性社員・・・取得率を\_\_%以上にする

<対策>

- \_\_\_\_年\_\_月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施
- \_\_\_\_年\_\_月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する

目標2：\_\_\_\_年\_\_月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間\_\_時間未満とする。

<対策>

- \_\_\_\_年\_\_月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- \_\_\_\_年\_\_月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を\_\_回実施
- \_\_\_\_年\_\_月～ 社内報などによる社員への周知
- \_\_\_\_年\_\_月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

(注)

「目標」内の下線部には、法改正により令和7年4月1日以降義務となる、

① 男性の「育児休業等取得率」又は「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」

② フルタイム労働者の各月の時間外・休日労働時間

の状況把握結果を勘案して、数値を設定してください。

行動計画の策定や取組内容の設定にあたっては、こちらも参考にしてください。

## ○厚生労働省ホームページ掲載 モデル行動計画

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>



(注)改正法には対応していません。(令和6年12月23日現在)



↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業者の方へ > 育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について > 一般事業主行動計画の策定・届出等について

### 一般事業主行動計画の策定・届出等について

⋮

### 2 モデル行動計画

企業の状況に応じた、さまざまなモデル行動計画を掲載しています。ぜひご活用ください。

## ○両立支援のひろば

厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、12万社以上にご登録いただいています。規模や業種を指定して他社の行動計画や取組を検索することができます。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト  
**両立支援のひろば**



<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

## ○イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

男性の育児休業取得促進のために、仕事と育児の両立に関する情報・好事例等を提供しています。



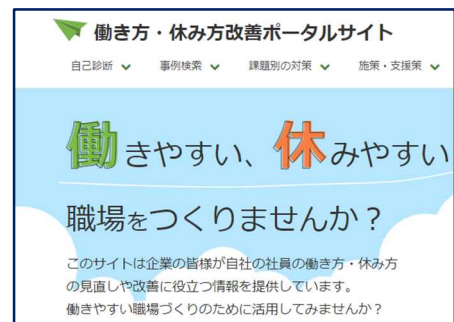
育てる男が、家族を変える。社会が動く。



## ○働き方・休み方改善ポータルサイト

URL:<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

実際に働き方・休み方改革に取り組んだ企業の実例や、厚生労働省作成パンフレットの閲覧が可能です。



企業の（働き方改革）取組事例を検索したい  
取組・参考事例検索

働き方・休み方の改善に当たっては、社内の推進体制づくりや制度・ルールを導入、情報提供、仕事の進め方の改善など、さまざまな取組があります。各社の取組をご覧ください。